

昭和六三年八月

## 私的録音録画問題と

報酬請求権制度の導入について

日本音楽著作権協会  
芥川也寸志

私的録音録画問題と報酬請求権制度の導入について

〈はじめに〉

著作権審議会第一〇小委員会において、今日まで審議されてきた、私的録音録画と報酬請求権制度をめぐるいくつかの問題について、私たちの考え方を申しあげたいと思い、以下のように整理し、まとめてみました。

もとよりすべての問題を網羅しているわけではなく、不充分なものかもしませんが、今後の審議のなかで、著作権者の意見として参考にして頂けるなら、たいへん幸いです。

昭和六二年八月

日本音楽著作権協会  
芥川也寸志

## 目次

- 一 著作権者等の被つてゐる不利益について  
二 著作権制度整備の必要について  
三 文化的な課題について  
四 自由に伴う責任と節度について  
五 企業の社会的役割と責任について  
六 技術の進歩による恩恵について  
七 録音と録画、機器とテープについて  
八 使用料の分配の原則について

19 16 15 13 11 8 6 5

## 一 著作権者等の被つてゐる不利益について

科学技術の急速な進歩や経済の発展にともなつて、すぐれた性能をもつた録音録画機器やテープが大量に社会に供給されるようになり、一般市民の音楽への接し方にも、今までにはなかつたまつたく新しい形態が生じるようになりました。著作権処理されている放送やレコード等によつて音楽を楽しむのと同程度に、ホームテープニングによつて音楽に接するといふ、新しい楽しみ方が大きく登場してきたのです。

昭和五八年に私たちが隣接権団体と共同して調査したところ、生演奏以外で音楽を楽しむ時の音源はそれぞれ、放送五一%、レコード一九%、コピー・テープ二一九%で、ホームテープニングされる音楽の総量は、年間約八十億曲以上という膨大な規模のものであることが判りました。一人一人の行為は家庭内の「くささやかな出来事ではあつても、大量生産、大量消費の現代社会にあつて、その結果はまさに巨大なものとなります。

報酬請求権制度を導入した西ドイツやフランスにおいて、この制度により一九八七年に支払われた著作物等使用料が、それぞれ六八億円（一マルク 七三円で換算）、および五九億円（一フラン

「五円で換算）である」とを参考にして、日本の場合にあてはめて推定しますと、人口にしてそれぞれ約二倍、機器やテープの消費量もずっと多いわが国で、著作権者等がホームテーピングにより受けている被害は、年間一〇〇億円を超える規模のものとなります。いかに大きな損失を余儀なくされているかを、まず」認識いただきたいと思います。

これほど大きな不利益を被るとなりますと、現代の録音録画機器によるホームテーピングは、もはやベルヌ条約第九条第一項の但し書にいう「ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。」範囲をこえ、著作権法第二〇条により正当に認められる限界をもはるかにこえるものであるといわなければなりません。

## 二 著作権制度整備の必要について

「Jのような著作権者等の無権利状態をいつまでも放置しておくれ」とは、大きな文化的視野からみてもけつして適切なこととはいえません。技術の進歩や社会の変化にとり残されない、文化的な制度の

再構築が今や急がれるべきではないでしょうか。

現行の著作権法第二〇条を形のうえだけから見ますと、ホームテープニングはすべて自由であるかのような誤解を生じかねません。現にそういう主張を聞くこともあります。このままでは、いくら精神的所産の尊重について正しい理解を呼びかけても、非常な無理がありますし、むしろ混乱を呼ぶばかりだと思います。

そのことからいって、著作権制度整備の必要は急務であり、そのためには、報酬請求権制度を導入して正しいルールをつくる以外に方法はないと思います。

西ドイツが、最高裁判所の判決を受けて報酬請求権制度を導入してから、すでに二〇年あまりが経過しております。その間、歴史的な経験が積み重ねられるとともに、オーストリア、フランス等、わが国と経済や生活水準の近いヨーロッパ各国においてこの制度は次々と導入され、定着してきております。

これらの国々に輸出しておられるメーカーの方々は、この制度の下での実際を経験しておられるのをよくご存知のことと思いますが、今日では、この制度を無視しては世界的なスケールで文化や経済を考えることは出来ない、といつても過言ではないでしょう。

イギリスにおいても、日下議会で議論されておりますし、アメリカにおいてはD·A·T問題をめぐって、ソフトメーカーの団体がハードメーカーに訴訟も辞さないとの警告を行なう等、不幸な事態も起りかねない空気になつてきております。著作権関係の国際会議等においても、録音録画機器やテープの世界一の生産・輸出国である日本の姿勢に、各國とも大いなる注目と期待を寄せております。ソフトとハードの両立、文化と経済の両立は、それぞれの発展を考える上で不可欠の要件であると思います。わが国において、報酬請求権制度を導入して著作権制度に安定したルールをとり戻すことは、文化の面ではもとより、経済の円滑な発展を図るうえからも急がれるべきではないでしょうか。

### 三 文化の課題について

かつて報酬請求権制度をめぐる論議の初期に、ホームテープニングによるレコードの売上げ減少というような観点からの議論がありましたが、この問題の本質はそのような次元のものではないと思っております。

詩人や作曲家たちが音楽を創り、演奏家のみなさんがその音楽を世に送り出します。そして受け手は聴衆であり、視聴者であり、ホームテーピングする人たちです。この三者の環の交流こそ音楽の営みであり、その中で音楽文化は生きて発展していくのです。創り手、送り手、受け手という循環のなかにこそ音楽の営みが存在するという原理は、遠い昔も、科学技術の発達した今日、また将来とも変りはないはずです。

この環の営みが機械によって断ち切られて、コピーの増殖で音楽を消耗し尽してしまったら、音楽の盛大な消費はあっても、文化としての成長発展はとまってしまうでしょう。

私たちはコピーそのものを否定しているではありません。創り手のことも送り手のことも何も考えずに、精神的所産を尊重することもないままに勝手に行なわれるコピー、それは世界に通用しない非文化として、早急に是正されなければならないと思うのです。

かつて、すぐれた音楽家が貧窮のうちに亡くなつていつた歴史的事実を申しあげるまでもなく、物ではない、精神的な創作に権利を認めるという著作権制度は、人類の叡智が産み出した偉大な文化的所産の一つであります。

しかし無形のものを扱う著作権制度は、有形の商品のとり扱いになれた一般には、なかなか理解さ

れにくいという難点があります。この点をとらえて、一般的の理解が充分ではないから、制度の整備を行なうのは時期尚早であるという意見すらありますが、このような考え方は本末転倒というべきでしょう。むしろ今日では、著作権についての理解なしに、世界の中で評価され、また尊敬される地位を占めることはできないとすらいいともいいと思います。

ホームテープリングをめぐるこれらの問題は、私たちが直面している今日的な、そして重要な文化的課題といつてもいいと思いますが、報酬請求権制度の導入といふことのなかには、まさにこのような課題を解く鍵が秘められている、といつてもいいのです。

また、ホームテープリングをしている数多くの人々に対して、コピーのたびごとに著作権について考えることを求めるのは無理ですし、そつかといってこれを禁止するのは時代に逆行することになるでしょう。創作する側も、良い音楽を創ろうと一生懸命ではあっても、法律の世界には疎いのが実情です。また、良い音楽は誰もが楽しみたいと思うでしょうし、創った者もみんなに愛されれば嬉しいと思うのが人情というものでしょう。

したがって報酬請求権制度という適切な権利処理のルールを作ることによって、こういった音楽をめぐる人々の善意や自由、あるいは自然の気持を生かしていくことが大切なのだと思います。

音楽文化の良い循環の形成と法的な権利の調整を、考えられる最も滑らかな方法で実現しようとするこの制度の導入には、文化の問題としても非常に大きな意味がふくまれていて、と考えています。

#### 四　自由に伴う責任と節度について

ホームテープリングは技術の進歩がユーザーにもたらした恩恵であり、個人の自由を束縛して窮屈にするのは反対であるという意見があります。この意見にはもつともな点がありますが、それだからこそ、報酬請求権制度の導入が必要になるのだと思います。

自由には責任が伴いますし、節度が求められるのは当然です。

西ドイツの最高裁判所の判決を参考にしながら申しあげますと、「個人の芸術的要求の満足には、精神的創作者に対する感謝義務が結びついている。それは創作に対する個人的および経済的利益を法律上有効に保護することによって償われる。」ということになりましょう。技術の進歩による恩恵を生かして、自由にのびのびと楽しみたいという欲求は自然ですし、そのこと自体は結構なことなので

すが、しかしそのためには、それを可能にするそれなりの仕組みを整える必要があるのです。

誰も、人に損害を与えるようと思つてホームテープニングする者はいないでしょう。しかし、適切な仕組みに欠ける今のままでは、結果として、冒頭でふれたような、著作権者等にとつては不幸な事態がおこってしまうのです。そうかといって、個々の家庭に立入つて権利侵害を立証するというようなことは、当然プライバシーの侵害につながり、許されることではありません。

そこで、機器やテープの販売前に著作権処理をし、いわば著作権処理ずみの機器やテープで録音録画するということで、自由に楽しめるようにしようというのが、報酬請求権制度を生み出した一つの理由であると思います。

この制度によつてユーザーの自由は確保され、しかも著作権者等の権利侵害のおそれはなくなると いう優れた工夫なのですが、メーカーの方々には、販売の前に手数をわざらわせなければならぬのです。現代の企業がもつてゐる大きな社会的な役割や責任からいつても、是非これを引き受けて頂きたいと思つております。

ソフトとハード、文化と経済の両立は、企業の発展にとつても良い結果をもたらしましよう。けつして無理な負担をかけることにはならないと考えております。

## 五 企業の社会的役割と責任について

報酬請求権制度は、企業を悪者にすることによって成立つ理論なのではないかという意見があるとすれば、これについても誤解を解くようにお願いしなければなりません。

今日企業を、単に物をつくって売るという、ただそれだけの存在と考えている人はおりません。もつとはるかに強固に、社会の枠組みの中に組込まれており、大きな社会的役割を果す存在となっています。経済的問題が国家間の大きな懸案にすらなっている今日ですから、企業の経営者の方々はその大きな社会的な責任を強く意識しておられるに違いありません。

音楽文化の領域でも、企業の果す役割とその貢献は年とともに大きくなってきており、国や地方自治体と並んで、今や重要な担い手となっております。日本のように高度の産業を持つ先進国においては、これは企業の成熟したあり方だと思いますし、将来ともには是非そつあつて欲しいと思っております。

企業の開発した技術の進歩によって、専門の機関を必要とすることなく、個人が家庭で簡単に、しかもきわめて質のよい複製をすることができるようになりました。その結果、大量生産・大量消費

の過程で、著作権者は事実上無権利状態になってしまい、いわゆる営利複製をどうえて措置する仕組みだけでは、問題は解決されないことも明らかになりました。

そこで、企業が販売に先立つて著作権処理をし、著作権処理済みの機器やテープを販売することによって、権利侵害をおこすことなしに自由に録音録画できるようにしようということから、報酬請求権制度の導入が課題になつてきました。そして、著作物等使用料の最終的支払者であるユーザーに、プライバシーを侵害することなく経済的負担を求める唯一の地位に立つメーカーに、事前に著作権処理を求める」とは合理性があり、妥当であるとして、ヨーロッパの各国でも制度の導入が行われてきております。

これらの一連の内容は、日本においても同様にあてはまりましょう。現代の企業には、こういった社会的役割を果す責任が求められているのではないでしょうか。制度化することにより、これが法的な責任にまで高められ、公的に認知されるのだと思います。

自由な経済活動が阻害されはしないかとの懸念があるとすれば、それはむしろ逆でしょう。混乱を放置する方にはるかに阻害のおそれがあるのであって、報酬請求権制度を導入して適切なルールをつくることによつて、文化の面ばかりでなく、技術や経済も円滑に発展することになりましょう。

## 六 技術の進歩による恩恵について

報酬請求権制度の導入を検討するにあたっては、技術の進歩が権利者にもたらすメリットの面も評価すべきであるとの意見がありますが、そのとおりであると思います。

しかし、デメリットもこれによつて相殺されるべきであるという拡張する議論がもしあるとすれば、これには疑問を提せざるを得ません。それは本来、相殺されるべき性質のものではないからです。

技術の進歩がユーザーにも権利者にも利益をもたらし、音楽文化の発展に大きく寄与しているのは事実であつて、私たちはこれに対し、少しも賛辞を惜しむものではありません。本来技術というものは、人類にとってまさにそのようにあらねばならないでしょう。

西ドイツの最高裁判所も、「技術の発展によつてもたらされる著作物の新たな利用の可能性は、著作者にまずもつて役立てられるべきである。」と述べておりますが、権利者が新しい技術の進歩によつてもたらされる利益にあずかることは、著作権等の内容として当然に含まれるべきなのです。

技術の進歩に、著作権制度という文化の制度が追いつかない結果起つた不幸に際し、どうして著作権者等が当然に受けるべきこの利益を、相殺されなければならぬのでしょうか。大切なのは、著作

権者等がそのような不利益を被らないように、制度の整備を急ぐ」とだと思います。

重ねて申しあげますが、技術の進歩により、人類の一員として権利者も利益を得ていることは充分評価すべきです。しかし、比較衡量の名の下に、限度をこえる著作物の使用により受ける不利益と相殺して考えるということは、筋が違うと申しあげなければなりません。

## 七 録音と録画、機器とテープについて

情報化の波は、ますます社会のあらゆる領域に入していくであろうと予想されます。技術が拓く可能性をさまたげることなく、人間のために生かしていくことを考へるなら、報酬請求権制度の導入は、広く考えておく必要がありましょう。録音録画も、今ままの状態にとどまつてはいられないでしょう。

例えば、今までのところ録画にはタイムシフト的な利用が多いから、報酬請求権制度の適用から録画を外すといった考え方があります。しかし、このような考え方には賛成できません。音楽ビデオもつくられるようになつておりますし、タイムシフト以外の録画も増えてきているのが現状です。

もちろん、今の時点では権利者が受けている不利益の額を算定する場合には、タイムシフト的な使用は著作権法上の公正使用に該当するトスレバ、録音と録画の実態のちがいから、計算上差が出るのは当然です。

しかし、著作権者等に被害を生じさせないようにして、ユーザーにも自由に録音録画できるようにしようとする報酬請求権制度の基本的な必要性については、両者ともまったく変りはありません。文化的発展のためにも、技術や経済の円滑な発展のためにも、前向きに考えて報酬請求権制度の導入を図るべきだと思います。

また、この制度の導入に際して、機器とテープの双方を対象にして考えるのか、その一方のみを対象とするのかは意見がわかれると、ころかもしませんが、ホームテープピングにより著作物を複製する可能性は、機器とテープ双方にあるのですから、権利者に生じている不利益相当の額を、関係のある双方に広く範囲を拡げて分担して頂くのが適当であると思います。その方が、特定のメーカーや特定の品目にのみ負担が強くかかることがありませんから、制度の導入を滑らかにするでしょう。ユーザーの負担という観点からみても、その方がよいと思います。

なお、ユーザーに新たに負担を課すことは慎重にとの意見がありますので、これについて触れます

と、芸術的満足を得るためにといつても、それは勝手にはできない」とについては前にも述べた通りですが、報酬請求権制度の導入によりユーザーに求められるのは、いわゆる負担となるほどのものではありません。

使用料の実際がどの程度のものか、西ドイツの場合の例をあてはめてみてみると、録音テープ（六〇分）一本につき一〇円弱、録画テープ（六〇分）一本につき一四円弱となります。ユーザーは街で、それぞれ約三〇〇円および約六〇〇円で購入しておりますが、この一〇円又は一四円という額は、その際どれほどの負担にもならないでしょう。

機器についても同様です。使用料として徴収される額は、録音機一台につき二〇〇円弱、録画機一台につき一五〇〇円弱です。ユーザーが街で、それぞれ約一万円および約七万円を支出して機器を買う際に、それほど大きな負担になる額とは思えません。

「」のように報酬請求権制度は、ユーザーにそれほど大きな負担をかけることなく、自由に録音録画ができるようになります、「」にそのよさがあると思います。

## 八 使用料の分配の原則について

最後に、報酬請求権制度によつて支払われることになる使用料の分配についてふれたいと思います。この制度において、著作権者等に支払われる報酬とは、著作権や著作隣接権に関する使用料をいうのだと理解しております。そつであるなら、著作権等を私権として保障した著作権制度全体の体系からみて、その分配については、基本的に権利者に委されるのが原則となりましょう。

権利者団体間の配分割合は、法令や審議会等で決められるとしても、各権利者団体内部の分配方法は、それぞれの団体の自主的な決定に委されるべきでしょう。もちろん、他の著作物等使用料の分配と同様に、法令による公的監督を受ける」とは当然です。

ただ、例えばフランス等のように、使用料の一部の分配を留保して、権利者にもユーザー等にも、広く一般に共通して利益になるような文化事業に使うこととする場合には、配分の方法についてその性質に応じた適切な配慮が必要になると思ひます。

それは報酬請求権制度が、個人のプライバシーの彼方で行われるホームテープリングに関するものであるため、人によって録音録画頻度に差があるのをどう扱うのか、使われた楽曲を一つ一つ調べるこ

とはできないではないか等の、細かい技術的困難が避けられないことを考慮し、なおかつ関係者の理解を得られる公平さを確保するために、一部を留保して関係者の共通の利益のために使おうという賢明な工夫でしようから、どのような文化事業に使うかは、権利者はもとより、ユーザーにも、メーカーにも、学識経験者にも参加して頂いて決めていくのが、最も目的に適うことになるでしょう。

このように私権の一部に、配分を留保するといった合理的な条件がついたとしても、それがある程度以下のものであって、私権全体の性格に影響を及ぼさない場合、しかもそれによって制度そのものの公平さや、合理性が強められるような場合には、それは私権の本質に反するものではないと考えられますから、著作権制度にじむものとして理解されると思います。

以上、私的録音録画と報酬請求権制度の導入をめぐるいくつかの問題について、私たちの意見を申しあげましたが、冒頭に申しあげたように、すべての問題を網羅しているわけではなく不充分なものかもしれませんのが、今後の審議の促進に少しでも役立てて頂けるならたいへん有難く存じます。